地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月11日

横浜市契約事務受任者 みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

奈良町西ノ谷特別緑地保全地区緊急対応業務委託

- 2 履行(納品)場所 青葉区奈良町 2581 番ほか(奈良町西ノ谷特別緑地保全地区内)
- 3 契約日 令和6年4月11日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年4月11日から令和6年11月29日まで
- 5 契約金額 26,866,400円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社倉本造園 代表取締役 倉本 澄夫

所在地:横浜市青葉区美しが丘4-17-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年4月9日、奈良町西ノ谷特別緑地保全地区において竹が倒れ、隣接する家屋の屋根にもたれる事故が発生しました。当該特別緑地保全地区では枯れた竹や、幹折れや倒木を発生させる可能性のあるヒノキが多数認められました。当該特別緑地保全地区に隣接する家屋への危険要素を早急に除去するため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和6年度「横浜市内公園緑地等にかかる災害時の応急措置等の協力に関する協定」に基づく応急出動組織表の青葉区班長であるとともに、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できるため選定しました。

9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課